吸収分割に係る事後開示書面

（会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面）

2024 年 10 月 29 日

株式会社倉元製作所

有限会社 UNO クォーツ

吸収分割に係る事後開示書面

有限会社 UNO クォーツ（以下、「分割会社」といいます。）及び株式会社倉元製作所（以下、「承継会社」といいます。）は、2024 年９月 10 日付けで分割会社と承継会社との間で締結した吸収分割契約（以下、「本分割契約」といいます。）に基づき、2024 年 10 月 29 日を効力発生日として、分割会社が営む「火加工事業」（以下、「本事業」といいます。）に関して有する固定資産、本事業に属する営業権、特許権、商標権及び意匠権等、一切の無形固定資産及び知的財産権を、承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を実施いたしましたので、会社法 791 条及び第 801 条並びに会社法施行規則 189 条及び 201 条に規定する事項を記載し、本店に備え置きます。

１．吸収分割が効力を生じた日

2024 年 10 月 29 日

２．分割会社における会社法第 784 条の２の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の２の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

３．承継会社における会社法第 796 条の２の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(1) 会社法第 796 条の２の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は 2024 年９月 27 日付官報及び同日付で開始した電子公告において、承継会社の債務者に対し、会社法第 799 条第２項及び第３項に定める公告を行いましたが、同条第１項第２号の規定に基づき異議申述を行った債権者はおりませんでした。

４．吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2024 年 10 月 29 日をもって、分割会社から、本分割契約の定めに従い、本事業に関して有する権利義務、契約上の地位等を承継いたしました。承継会社が分割会社から承継した資産の額は 57 百万円（概算値）です。

５．会社法第 923 条の変更の登記をした日

本吸収分割に係る分割会社及び承継会社の変更登記は、いずれも 2024 年 10 月 29 日以降速やかに申請する予定です。

６．上記のほか、吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

2024 年 10 月 29 日

分割会社　茨城県神栖市知手中央 10 丁目６番８号
有限会社 UNO クォーツ
代表取締役　中尾　忠男

承継会社　宮城県栗原市若柳武鎗字花水前１番地１
株式会社倉元製作所
代表取締役　渡邉　敏行

以上